

# 十日町市 水沢公民館 利用申込書

使用日時	令和 年 月 日 ( ) 午前 時 分 日 ( ) 午後 時 分 日 ( ) 午後 時 分 日 ( ) 午後 時 分 <small style="display: block; text-align: right;">準備から後片付け終了までの時間を記入してください。</small>						
行事(集会)名称				参集予定	名		
内 容				当日責任者			
使用施設設備  希望する部屋名の <input type="checkbox"/> にレ印を付けて ください。	階	部屋名	※使用料(1時間当たり)		※減 免 規則第10条別表第1 による	※ 営利 割増	※ 使用料 (円)
			午前9時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時			
	1階	<input type="checkbox"/> 工 作 室	500	700	100%・50%・減免なし	300%	
		<input type="checkbox"/> 会 議 室	500	700	100%・50%・減免なし	300%	
		<input type="checkbox"/> 大集会室	800	1,000	100%・50%・減免なし	300%	
	2階	<input type="checkbox"/> 講 堂	800	1,000	100%・50%・減免なし	300%	
		<input type="checkbox"/> 学 習 室	500	700	100%・50%・減免なし	300%	
		<input type="checkbox"/> 第1集会室	500	700	100%・50%・減免なし	300%	
		<input type="checkbox"/> 第2集会室	300	400	100%・50%・減免なし	300%	
	<input type="checkbox"/> 調理実習室	500	700	100%・50%・減免なし	300%		
※納付書番号		No.		計			
入場料・販売行為及びこれに類するもの	・ 有 り ・ 無 し		備品使用の有無 (有る場合は、品名・数量)				

(※印の項目は公民館が記入します。 使用料の1時間未満分は切上げとなります。)

十日町市公民館条例及び同施行規則により申し込みます。

令和 年 月 日 団体名: \_\_\_\_\_ 代表者名: \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

代表者の住所: \_\_\_\_\_  
(番地まで)

使用責任者名: \_\_\_\_\_ ☎

十日町市教育委員会 御中

承認月日 令和 年 月 日	教 育 長	中 央 公 民 館 長	水 沢 公 民 館 長	水 沢 公 民 館 長 補 佐	担 当 職 員	取 扱 者
承認番号 第 _____ 号						

<参考資料>

規則第 10 条 別表第 1

対象	減免率 (%)	
	専ら催事に利用する場合	専ら練習等のために利用する場合
十日町市及び教育委員会	100	100
国及び地方公共団体	50	100
市内の青少年育成団体	100	100
市内の小学校、中学校及び特別支援学校	100	100
市内の市立学校以外の学校	50	100
市内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園	50	100
市内の社会教育関係団体	営利を目的としない公益的な事業	50
市内の社会福祉関係団体		100
市内の障がい者関係団体		100
市内の地域振興関係団体		100
その他教育委員会が必要と認めた場合	必要と認めた率	

階	部屋名	※使用料 (1時間当たり)		※減 免 規則第 10 条別表第 1 による	※ 営利割増
		午前9時～午後6時	午後6時～午後10時		
1階	<input type="checkbox"/> 工作室	500	700	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 会議室	500	700	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 大集会室	800	1,000	100%・50%・減免なし	300%
2階	<input type="checkbox"/> 講堂	800	1,000	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 学習室	500	700	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 第1集会室	500	700	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 第2集会室	300	400	100%・50%・減免なし	300%
	<input type="checkbox"/> 調理実習室	500	700	100%・50%・減免なし	300%

※使用料の1時間未満分は切上げとなります。

※社会教育関係団体（利用者団体）ですと 50%減免となります。